

5 所要経費（平成28年度予定額）

（単価：円）

項 目	入学時所要額	10月時所要額	計	備 考
入 学 料	84,600		84,600	
授 業 料	117,300	117,300	234,600	注①
(独)日本スポーツ振興 センター共済掛金	1,520		1,520	年額
後 援 会 入 会 金	10,000		10,000	入学時のみ必要
後 援 会 費	7,500	7,500	15,000	年額
学 生 会 入 会 金	2,000		2,000	入学時のみ必要
学 生 会 費	3,500	3,000	6,500	年額
学 園 祭 費	1,000	1,000	2,000	年額
課外活動援助基金	15,000		15,000	入学時のみ必要
同 窓 会 費	5,000		5,000	入学時のみ必要
計	247,420	128,800	376,220	注②

そのほかに教科書・教材費が60,000円程度必要です。注③

(注) ① 保護者が負担する授業料は、次頁7の【高等学校等就学支援金制度】をご参照ください。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

② 入寮する場合は、入寮時に上記の経費以外に別途67,000円程度（内訳は以下のとおり）が必要です。

- ・ 寄宿料（前期分）
- ・ 入寮費（入寮時）
- ・ 学寮運営費（前期分）
- ・ 寮生会費（前期分）
- ・ 食費（1か月分）
- ・ 食堂経費（1か月分）

③ 教科書については、2年生以降学年毎に15,000円～30,000円程度（学年・学科によって異なります。）が必要です。

④ 別途、口座振替手数料が必要になります。

6 入学料の免除及び徴収猶予

以下の事由により、入学料が免除または徴収猶予されることがあります。

【入学料免除】

- ① 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が、死亡し、又は、入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- ② 上記①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

【入学料徴収猶予】

- ① 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

- ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き終了の日までに納付が困難であると認められる場合
- ③ その他やむを得ない事情があると認められる場合

7 高等学校等就学支援金制度（平成27年4月1日現在）

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、本校も3年生（在籍期間36ヶ月）までは、一定の収入額未満の世帯に対して就学支援金が国から支援されます。また、低所得世帯に対しては、最大で授業料（234,600円）相当額が支援されます。

- ① 就学支援金の受給にあたっては、申請書とともに、保護者全員の課税証明書の提出が必要です。

《支給額の基準》

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円(a)）です。

市町村民税所得割額 (保護者等合算額)	新制度（平成26年度入学生から適用）	
	就学支援金支給額 (b)	授業料本人負担額 (a)-(b)
30万4200円以上	月額 0円(支給なし)	月額 19,550円
15万4500円以上～30万4200円未満	月額 9,900円(一律支給のみ)	月額 9,650円
5万1300円以上～15万4500円未満	月額 14,850円(加算額 4,950円)	月額 4,700円
0円(非課税)～5万1300円未満	月額 19,550円(加算額 9,650円)	月額 0円

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくこととなります。（上図参照）

8 就学支援金制度下における授業料免除制度

- ① 高等学校等家計急変支援金制度

学資負担者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対して、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給額に反映されるまでの間、家計急変後の収入状況をもとに支給されます。

- ② 授業料免除制度

授業料の各期の納付期限前6月以内（1年生の前期分のみ入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災

害を受けた場合は授業料免除を申請することができます。

このほか、本科4年生への進級等、就学支援金の支援対象となる在籍36ヶ月を超えた場合においても、授業料免除を申請することができます。

9 寄宿料免除制度

学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合等は寄宿料免除を申請することができます。

10 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の規程に基づき、学資の支弁が困難と認められ、かつ、学業成績・人物ともにすぐれ、健康である者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金が貸与されます。(高専へ進学する前に、予約採用候補者の募集をしていますので、現在通っている中学校で申請してください。)

貸与月額は次表のとおりです。

◇奨学金の貸与月額（平成27年度入学者実績）◇

奨学金の種類	区 分	国・公立	
		自 宅	自 宅 外
第 一 種 (無利子貸与)	1～3年生の間	21,000 (円)	22,500 (円)
		10,000	
	4・5年生の間	45,000	51,000
		30,000	
<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3年生の間の月額10,000円、4・5年生の間の月額30,000円は、自宅・自宅外にかかわらず選択できます。 ● 第一種奨学金は4年生に進級の際に月額が増額されます。 			
第 二 種 (4・5年生対象) (有利子貸与)	30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円		
	● 上記5種類の月額から選択でき、希望により、採用された年度の4月に遡って貸与を受けることができます。		